

## ハイランド5丁目防災委員会発足・自主防災計画決定

### のお知らせ

平成22年5月9日

ハイランド5丁目防災委員会

委員長 桜井 孝男

#### I. 経緯

ハイランド5丁目自治会では、これまで、防災防犯部が中心となって、ハイランド自治会連合協議会を通して他丁と協力しながら、積極的な防災活動を実施してきました。しかし、すぐ近くを走る活断層に起因する直下型地震の発生が懸念されるなど、自らの命と財産を守るための活動としては、1年ごとに自治会班長が変わる自治会活動だけでは十分といえないとの懸念が生まれました。継続性を持った体制を設けて、防災活動についての経験と改善を重ねてゆく必要があるとの考えです。

このため、5丁目自治会では、自治会会長、副会長、それらの経験者、その他関係者が中心となって、平成21年5月よりハイランド5丁目防災準備委員会を発足させ、約10回の活発な議論を重ね、ハイランド5丁目自主防災計画案をとりまとめました。そして、5丁目自治会の賛同、了解を得て、5月9日に5丁目自治会協力組織としての、ハイランド5丁目防災委員会を発足させました。その防災委員会の審議により、ハイランド5丁目自主防災計画も決定されました。今後、本計画にもとづいて、防災体制の整備をはかって行くこととなります。

本計画において、まだ検討ができていない部分や不十分な部分も多々ありますが、居住者のみなさまの積極的な活動参加によるご意見や、各種訓練などを通して得られる問題点を把握して、また行政との連携を進めながら改善をはかり、充実させて行く所存です。私たちハイランド5丁目の居住者が、安心して日常の生活ができる環境づくりの一環としてこの計画が役立つことを願っております。

#### II. 目的

ハイランド5丁目自主防災計画（以下、「本計画」と称する）は、ハイランド5丁目の居住者が大災害発生時に、自らと家族、そして同じ町に住む仲間である近隣の人々の命と財産を守るために、お互いに協力し、助け合うための日常の備えのあり方と、非常時に各家庭や自主防災組織がどのように行動すべきかを示す指針とします。

### Ⅲ. 本計画の基本的な考え方

- (1) ハイランド5丁目は、三浦半島にあるという地理的条件から、直下型などの大地震を原因とする災害が最大の危機状態を生むものと予想されます。さらに、多くの急傾斜地を持つ地形から、豪雨などによるがけ崩れなどの土砂災害も考えられます。したがって、本計画では、大地震を想定した備えと、大地震が発生した非常時の対策を中心に設定すること、そして、さらに豪雨等による土砂災害をも念頭に置くことにしました。
- (2) 災害発生時から3日間を私たちだけでも生き延びることを第1の目標とし、さらに、危機を乗り越えて復旧のためにも、行政による災害対策に協力、連携しつつ、私たち自身が行動することを前提とした計画としました。
- (3) 防災活動の継続性確保と経験の蓄積のために、自主防災組織として、5丁目防災委員会を設置し、これを5丁目自治会の協力組織と位置付けます。
- (4) 本計画は、大きく以下の二つの部分から構成されます。これらは、相互に密接に関係しています。

A. 「日常防災計画」：予想される災害の被害を予防し、または最小限度にとどめるための日常の防災活動、および災害発生時の緊急対策に必要な人的、資材的、ソフト的準備とこれらを活かすための訓練等の行動計画（「5丁目防災委員会」の設置）

B. 「非常時行動要領」：災害の発生時における、助け合いのための組織的行動の指針（「5丁目対策本部」の設置）

- (5) 本計画は、防災には居住者がお互いに協力しあう環境と雰囲気をもっとも大切であるとの理解が得られるよう、そして、各種の日常防災活動への積極的な参加が得られるよう居住者に呼び掛けて、全居住者の活動となるよう努めます。
- (6) 本計画は、今後の調査・研究活動や各種の訓練活動を通して得られる成果を利用して、随時、改善のための改定を行ってゆくものとします。

(注) 横須賀市地域防災計画・地震災害対策計画編（平成17年度修正）に  
「地震に備えて市民が行うこと」  
「地震が起きた時に市民が行うこと」  
「自主防災組織に求められること」  
が示されています。

# ハイランド5丁目自主防災計画

## A. 日常防災計画

### 1. 日常防災活動の進め方

「ハイランド5丁目防災委員会（以下、「防災委員会」と称する）」、をハイランド5丁目自治会の協力組織として設置し、日常の自主防災活動を行う

### 2. 防災委員会の役割

- (1) 自然災害発生における損害を予防し、あるいは最低限度に抑えるための日常の防災活動を行う
- (2) 災害発生時に、自主対策組織（5丁目対策本部）を速やかに発足させ、行政との連携のもと、緊急事態の下で、自らの力で命と財産を守る活動を行うための、ハード面、ソフト面の準備活動を行う
- (3) 災害発生時に、「5丁目対策本部」の設置をスムーズに行うために、人的な備えを行う

### 3. 防災委員会の組織と運営

- (1) 防災委員会は、全体の企画と調整を行う企画・運営グループ委員と、準備活動および災害発生時の防災活動の中核となる推進委員から構成する
- (2) 企画・運営グループ委員と推進委員はハイランド5丁目自治会会長がハイランド5丁目全居住者の中および関係者の中から委嘱する
- (3) 防災委員会委員長および副委員長は防災委員会企画・運営グループ委員の互選により推薦し防災委員会で決定する
- (4) 企画・運営グループ委員および推進委員の任期は原則として3年とするが、再任は妨げないこととする。また、必要に応じて、増員や欠員補充を行うものとする
- (5) 運営は防災委員会の合議により行うが、ハイランド5丁目自治会と

の協力、連携を前提とする

#### 4. 防災委員会活動

- (1) 災害発生への家庭の備えの呼び掛けを、自治会と連携して行う
- (2) 日常の防災活動および災害発生時の活動のために必要な防災基礎データの収集と解析を行う
- (3) 災害発生を予防するための日常点検を実施する
- (4) 非常時に災害対策本部が活動するために必要な行動計画、チェックシート等ソフト面の準備を行う
- (5) 非常時に必要な機器類、備品類、食料類等の準備計画を作成する
- (6) 非常時の円滑な活動のための委員会訓練および居住者参加の各種訓練を実施する
- (7) 居住者の防災意識向上のための各種の啓発活動を自治会と連携して行う

(注) 防災委員会推進委員として参加、活動することを希望される方は、防災委員会委員または5丁目自治会防災防犯部長にお申し出ください。いつでも受け付けができます。

# ハイランド5丁目自主防災計画

## B. 非常時行動要領

震度5以上と思われる大地震が発生したとき、またはこれに相当する災害が発生または予想されるときに本要領を適用する

### (1) 災害発生時の各家庭での対応

災害への対応は個人と家庭での対策が基本である。予め、家庭用に準備したチェックシート等や訓練によって身に付けた対応法を活用して、まず、個人と家族の安全の確保をはかってから、その次の行動に移ることとする

- ・自らと家族の安全の確保をする
- ・近隣との連絡をとって、安全確認と初期対策をとる
- ・一時避難所に避難し、5丁目対策本部に安否状況、被害状況を報告する
- ・その後の行動は、災害発生状況によって5丁目対策本部から出される指示に従う

なお、豪雨による急傾斜地での崖崩れなど、被害が局部的と思われる災害への対応は、別に定める「土砂災害等への対応」にしたがうこととする

### (2) 5丁目対策本部の設置

1. 大地震発生時、防災委員会の委員長、副委員長および企画・運営グループ委員は5丁目児童公園、困難な場合は井上商店前に集合する
2. 集合できた委員長、副委員長、企画・運営グループ委員が、対策本部の設置を必要とすると判断したときには、暫定的に5丁目対策本部長（以下、対策本部長と称する）を指名して対策本部を設置する。その後、適切な時期に5丁目自治会は正式な5丁目対策本部長を指名する
3. 対策本部の組織や体制は、災害発生状況等に応じて整えるが、基本的な組織と構成は以下を基本とする

- ① 対策本部は、5丁目自治会、民生委員、自治会関連組織等と連携し、5丁目居住者全員を対象とする組織的な活動を行う
- ② 対策本部長は、対策班を設け、防災委員会の推進委員メンバーを中心に対策班長を指名する
- ③ 以下の対策班を設置するが、災害の状況に応じて変更、追加する  
「総務班」「情報・広報班」「救出・救護班」「消火班」「援護班」  
「避難誘導班」「給食給水班」
- ④ 広域避難地または震災時避難所への避難が行われた際には、第2次活動として対策班を再編することとする
- ⑤ 各対策班長は随時、推進委員、技術保有者や一般居住者に協力を求めて、必要な対策班員を確保する

### (3) 災害対策活動

#### <対策本部>

1. 対策本部は、災害状況を把握しながら、予め準備した資料により、活動の役割分担や活動優先順位を確認、決定して直ちに行動に入る
2. 各対策班は、予め準備した防災マップや行動計画、チェックシート等を利用して、行動内容を決め、予め準備された各種資材を活用して活動する

#### <総務班>

1. 総務班は、対策本部長の業務を補佐し、行政や各種機関および各丁との連絡、調整を行うとともに、各対策班間の調整を行う
2. 対策期間中の自主的な防犯対策や衛生管理など、他の対策班の役割として決められていない業務を行う
3. 居住者の自己対策を支援する

#### <情報・広報班>

1. 情報広報班は、「黄色いハンカチ」情報や、居住者からの通報を、予め準備した資材等を利用して収集しながら、全居住者の安全確認を行う
2. 予め準備した情報収集方法を利用して、災害の被害状況および対策活動の

状況把握に努め、対策本部各班の活動と、行政への報告や支援要請用に提供する

3. 予め準備した広報の方法を利用して、居住者に被害状況や対策の状況および行政等からの通知を伝達する
4. 家族の安否確認方法などを居住者に提供する

#### <援護班>

1. 援護班は、民生委員等と協力して、要援護者の安否確認と救出活動を、予め準備、管理されている資料と資材を利用して行う
2. 要援護者には、給食給水班と協力して、必要な場合には備蓄品を提供する

#### <救出・救護班>

1. 救出・救護班は、訓練を受けた推進委員や技術保有者をリーダーとして、初期的な救出・救護活動を行う

#### <消火班>

1. 消火班は、訓練を受けた推進委員や技術保有者をリーダーとして、初期消火活動を行う

#### <避難誘導班>

1. 避難誘導班は、災害発生時には、一時避難所の安全を確認し、問題のある場合には他の一時避難所を設定して、誘導する
2. 避難誘導班は、避難指示、避難勧告に備えて、広域避難地または震災時避難所の安全を確認し、また、予め候補として挙げてある複数の経路の安全性を確認して、避難場所と経路を確保する
3. 避難誘導班は、対策本部長の指示または行政の避難勧告、避難指示にもとづき、広域避難地または震災避難所等に誘導する

#### <給食給水班>

1. 広域避難地または震災時避難所への避難が行われる前の、簡易食や飲

料水等、備蓄物資の居住者への支給活動は、基本的には要援護者を対象に、要援護者支援班と協力して行う

2. 広域避難地または震災時避難所への避難が行われた際には、第2次活動として、避難所管理運営方針に則り、給食給水等、物資の居住者への支給活動を行うこととする

(注) ハイランド全域の**広域避難地**（大火の際の屋外避難）には、従来から神明小学校、神明中学校一帯が指定され、**震災避難所**（自宅が居住不能または余震不安の場合の屋内避難）には神明小学校、神明中学校校舎が指定されていたが、変更されて、現在は、**居住区域ごとの避難地、避難場所の指定がなくなり、実情に合う避難地、避難所を選ぶことになった**。しかし、複数の避難所に分散してしまうことも考えられることから、安全確認や家族内の連絡に混乱が生ずる可能性もある。

また、がけ崩れを含む**風水害避難所**には通常町内会館等が指定されているが、ハイランド地区内にはなく、付近では神明小・中学校および栗田小学校が指定されている

以上